

共 同 参 画



内 閣 府

Special Feature

特集／市町村の配偶者暴力相談支援センター設置促進に向けて

Special Interview

スペシャル・インタビュー／原 健一
佐賀県DV総合対策センター所長



主な予定

Schedule

11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動（主唱：男女共同参画推進本部） （11月25日 女性に対する暴力撤廃国際日）
11月14日～20日	全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 （主唱：法務省、全国人権擁護委員連合会）
11月23日	男女共同参画宣言都市奨励事業（茨城県筑西市）
11月25日	男女共同参画フォーラム in いばらき（茨城県）
12月4日～10日	人権週間（主唱：法務省、全国人権擁護委員連合会）

就任あいさつ

Greeting

内閣府特命
担当大臣
蓮 舫



Ren Hyou

9月2日に発足した野田内閣において、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を拝命した蓮舫です。

女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現は、21世紀の最重要課題の一つです。特に、人口減少社会における我が国の経済社会の活性化や、東日本大震災からの復興の鍵を握るのは、女性の活躍の促進です。第3次男女共同参画基本計画を実効性をもって進めてまいります。

また、11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。女性に対する暴力は、女性の人権に対する著しい侵害であり、決して許されることのない、根絶すべきものです。配偶者等からの暴力対策や性犯罪対策など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、力を尽くしてまいります。

皆様のご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

目次

Contents

特集	市町村の配偶者暴力相談支援センター設置促進に向けて	Page 02
行政施策トピックス	東日本大震災復興シンポジウム in 岩手	Page 08
連載	その1 ダイバーシティ経営の理念と実際⑦／ 渥美 由喜 (株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)	Page 09
スペシャル・インタビュー	加害者更生と予防教育について／ 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長	Page 10
連載	その2 国立大学法人における男女共同参画に向けた取組について	Page 12
	その3 女性首長から 女性町長で政策は変わりますか？／ 田島 公子 (越生町長)	Page 13
	その4 「国際平和協力と女性の活躍」 ～PKOと『女性、平和、安全保障』～	Page 14
取組事例ファイル (団体編)	公益社団法人 日本産婦人科医会	Page 15
取組事例ファイル (自治体編)	浜松市	Page 16
取組事例ファイル (企業編)	ザ・ボディショップ	Page 17
ニュース&インフォメーション	男女共同参画フォーラム in 静岡を開催 他	Page 18
男女共同参画センターだより	岡山市男女共同参画社会推進センター	

市町村の配偶者暴力相談支援センター設置促進に向けて

内閣府男女共同参画局推進課

1 市町村の努力義務

市町村に対しては、平成19年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正により、「市町村が設置する適切な施設において、各施設が配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を果たすよう努める」旨の努力義務が規定されました（法第3条第2項）。これは、改正前の法において、市町村の適切な施設において支援センターの機能を果たすことができることとされていたところ、被害者にとってより身近な行政主体における被害者保護の取組を更に進めるため、努力義務へと強化されたものです。

2 市町村における支援センターの設置状況等

改正法施行から約3年10か月が経過し、市町村では、34市区35か所が支援センターとしての機能を設けるまでになっており（平成23年10月3日現在）、その数は年々増加しています【図参照】。施設の種別内訳は、市町村女性センター（男女共同参画センター）が28.6%、市町村福祉事務所・保健所が14.3%、その他（配偶者暴力担当部署など）が60.0%となっています。

3 市町村における支援センターの設置促進に向けた取組

法制定以来支援センターは、主に一時保護を行う婦人相談所をはじめ都道府県の施設を中心に設置が進められてきましたが、今後は、都道府

県が支援等の中核的な役割を果たしつつ、市町村が身近な行政主体としての中心的役割を果たすといったように、適切な役割分担の下、相互に連携しながら取組を進めていく必要があります。こうした考えに基づき、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）には、市町村における支援センターの数を平成27年までに100か所にするとの目標を掲げ、内閣府においてその設置促進に向けた取組を進めています。

内閣府が平成22年度に行った調査によると、市町村における支援センターの未設置の理由として多かったのは「専門の職員の配置が困難」72.7%、「運営費の確保が困難」62.2%、また、支援センター設置に必要なものとして多かったのは「専門性を有する相談員の育成」81.1%、「運営費の補助」72.9%、「都道府県と市町村の役割分担、連携のあり方の明確化」63.6%などでした。

こうした点に対しては、内閣府や都道府県における各種研修を通じた専門性を有する相談員の育成、総務省による特別交付税や「住民生活に光をそそぐ交付金」による財政的支援、厚生労働省による婦人相談員の人件費の2分の1補助、といった取組を行っているところですが、更に、都道府県と市町村の役割分担や連携の在り方の

明確化等についても検討を進めているところではあります。

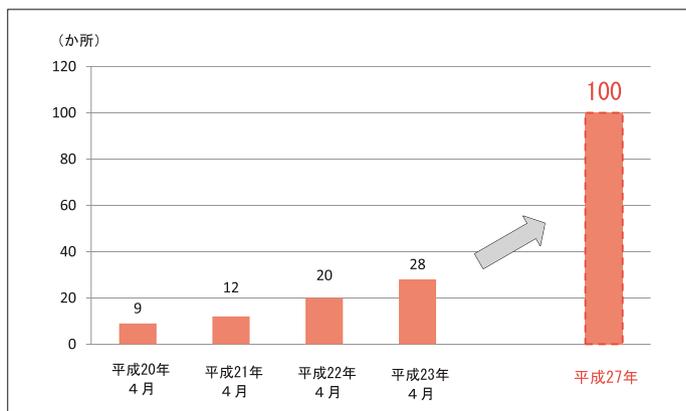
本特集では、すでに支援センターを設置した市町村の取組を紹介しています。地域の事情に応じて、「新たなハコモノは設けず、既存の施設を活用」「日時を設定して相談員を配置」といった工夫により、支援センターを設置できることを改めてご理解いただき、地域の実情に応じた支援センターを設置する市町村が各地に広がることを期待しています。

配偶者暴力支援センターの6つの機能

実施している事業は、施設によって異なります。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

図 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置状況及び第3次男女共同参画基本計画における平成27年までの目標数



平成23年に、埼玉県草加市、神奈川県横浜市、大阪府吹田市、兵庫県宝塚市、長崎県長崎市が、配偶者暴力相談支援センターを設立しました。それぞれの市が、同センターを設立するまでの経緯や現在の状況をご紹介します。

草加市における配偶者暴力相談支援センターの取組について

草加市人権共生課

1 草加市配偶者暴力相談支援センター（以下、草加市支援センター）が出来たまでの経緯

草加市では、平成23年7月1日に草加市支援センターを設置しました。設置した背景と、その機能の必要性を感じた理由は3つあります。

1つ目は相談件数が増加していることです。草加市人権共生課で受けた配偶者暴力相談件数が、平成18年度の42件から平成22年度には150件と、5年間で約3倍になっています。

2つ目は、相談内容が多様化、複雑化していることです。緊急性が高いことが多く、暴力団が絡んでいたり、加害者のもとに何度も戻ってしまったりなど、事案が多様化・深刻化しています。

3つ目として、市の現状の相談対応に限界を感じたことです。相談件数の増加や内容の複雑化で市職員だけでは対応が難しくなり、より専門的な相談体制の整備が必要となっていました。

このような現状を踏まえ、平成23年3月に策定した「草加市男女共同参画プラン2011」の中に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を位置づけ、その計画の主要な取組のひとつとして草加市支援センターの設置を掲げました。

埼玉県では吉川市が平成21年6月に最初に支援センターを設置し、本年3月から7月にかけて草加市を含め

4市が新たに支援センターを設置しています。

2 支援体制について

草加市支援センターは、市人権共生課にセンターの看板を掲げ、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで開設しています。相談時間は、月、水、金曜日の午前10時から午後4時の間は専門の女性相談員が対応し、その日時以外の開設時間帯は、課職員が相談の対応にあたっています。

3 庁内・庁外の関係機関との連携による相談体制の強化

庁内については草加市支援センターを軸として「配偶者暴力対策庁内連携会議」を設置し、関係各課と情報共有を深め、被害者の安全確保及び自立支援に関して迅速な対応ができるよう連携を図っています。庁外については各種研修等をとおして、埼玉県婦人相談センターや他市町村と連携を図るとともに、埼玉県東南部の5市1町で構成する「東南部地域DV対策連絡協議会」で、警察や保健所、児童相談所や法務局等とも情報交換を行い、幅広いネットワークを構築しています。

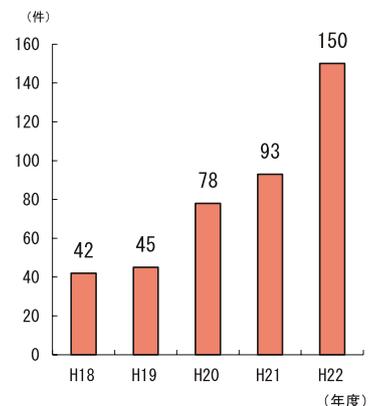
また、職員のスキル向上のために、埼玉県のスーパービジョン研修を活用するなど担当職員研修を充実させ、相談者に対し、よりきめ細やかで継続的な支援ができるように相談機能を整えています。

4 草加市支援センターのこれからについて

草加市支援センターは7月に開設したばかりです。DV相談支援センターを設置した利点としては、DV相談に関する証明書を発行できるようになったことです。これにより相談者の利便性が向上し、被害者の希望に沿った支援を進めやすくなりました。これからの課題は、相談件数の更なる増加や加害者の追及の矛先が職員に向かうことなどが想定されるので、職員体制の更なる整備や、被害者だけでなく相談員も含めた職員の安全の確保、つまり危機管理体制を整備することです。

草加市では、引き続き、被害者が相談しやすい窓口として継続的な支援ができるように、機能の充実を図っていきます。

草加市人権共生課で受けたDV相談件数



市町村の配偶者暴力相談支援センター設置促進に向けて

横浜市におけるDV相談支援センターの取組について ～相談、安全確保から自立までの切れ目のない支援を目指して～

横浜市こども青少年局こども家庭課 市民局男女共同参画推進課

1. これまでの経緯

横浜市では、平成20年度に「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査及び被害者実態調査(面接調査)(以下「DVに関するアンケート調査」)や関係団体に対するヒヤリング等を行い、現状の分析や課題の抽出を行ってきました。また、平成21年度に「横浜市DV施策検討会議」を、平成22年度には「横浜市DV施策推進会議」を設置し、外部の有識者も含めて、市町村基本計画策定をはじめとする施策の体系、方向性について検討してきました。

それらの検討の中で、平成23年1月に「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」を策定するとともに、市民に最も身近な行政機関である市において、支援センター業務を行うことで、配偶者暴力等に関する相談に幅広く対応することができると考え、横浜市DV相談支援センターを設置することとしました。

2. 横浜市DV相談支援センターの開設

神奈川県内の市町村としては初となる「横浜市DV相談支援センター」を平成23年9月1日に開設しました。支援センターは、市内に18か所ある区福祉保健センター(福祉事務所・保健所支所)と、市内に3館ある男女共同参画センターという既存の組織における相談事業等を活用し、それらを統括・調整する部署をこども

青少年局に設け、3者を支援センターと位置付けています。

3者が一体的に同センターとしての機能を果たすことにより、福祉部門と男女共同参画部門のさらなる連携を進め、被害者に対する支援機能を強化し、相談、安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。

3. 支援センターの業務内容

配偶者暴力相談専用の電話回線を新たに2回線設けて相談を受け付けるとともに、必要に応じて面接相談を実施しており、問題解決に役立つ情報提供や福祉制度利用の調整、緊急時の安全確保の相談に応じています。専用電話回線による相談を開始して1か月で、合計で約130件の相談が寄せられました。

また、被害を受けた方が、健康保険や国民年金に関連した手続きをする際に必要となる、来所相談証明書の発行や、保護命令の申し立てに係る事前相談、地方裁判所への書面提出業務等を行います。

支援センターとしてこれらの業務を直接行うことで、より迅速に市民の方々にサービス提供を行うことができます。

4. 課題と今後の取組

「DVに関するアンケート調査」によると、配偶者やパートナーから暴

力にあたる行為を受けたことがある人のうち、75.5%の人が「相談しなかった」と答えています。配偶者からの暴力に対する正しい理解を進めるとともに、市民にとって身近な相談窓口の周知がより一層必要です。

また、被害を受けた方の支援にあたっては、横浜市における福祉部門と男女共同参画部門との連携や、県、県警、シェルター等民間団体等をはじめとする関係機関とのさらなる連携はもちろんのこと、危機管理も含めて情報共有のあり方を検討していくことが大変重要です。

このような課題認識のもと、支援センターがその役割の中心となって、配偶者等からの暴力に対する施策を推進していきます。



(ホームページアドレス)
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/danjo/dvcenter/>

吹田市におけるDV防止対策事業について

すいたストップDVステーション (DV相談室)

1 背景と経過

大阪府吹田市では平成14年に「吹田市男女共同参画推進条例」を制定し、具体的な行動計画である「第2次すいた男女共同参画プラン」(平成20～24年度)のもと、被害者支援や予防啓発等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組んできました。

吹田市において配偶者暴力相談支援センター機能を含むDV防止対策事業を実施するに至った経過としては、平成21年度に実施しました「男女共同参画に関する市民意識調査」で、①DV被害を受けたことのある女性の割合は12.4パーセントと、10人に1人以上が被害を受けていること、②被害を受けた時に「公的機関に相談した」のは6.9パーセントであるのに比べ、DV被害を減らすために必要なこととして「相談できる場所を増やす」と回答している割合は62.4パーセントであったこと、③男女共同参画センターで実施しているDV相談の予約がなかなか取れない状況が恒常化していること等、潜在的ニーズに対応するために新たな対策を構築する必要性がありました。

平成23年4月1日、大阪府内の市町村では初めての支援センターを開設し、総合的な配偶者暴力防止対策の取り組みを開始しました。

2 事業の概要

「すいたストップDVステーション (DV相談室)」は、大きく4つのステ

ージに分けて事業を実施しています(下図参照)。これらの業務のうち、主に「発見」と「支援」には、市の行政実務に精通したケースワーカー経験のある一般事務職を配置し、他の行政部局との調整や連携に重点をおいて対応しています。

支援センターへの相談件数としては、毎月20～35件の相談があり、そのうち一時保護のケースは4件でした。

3 今後の展望

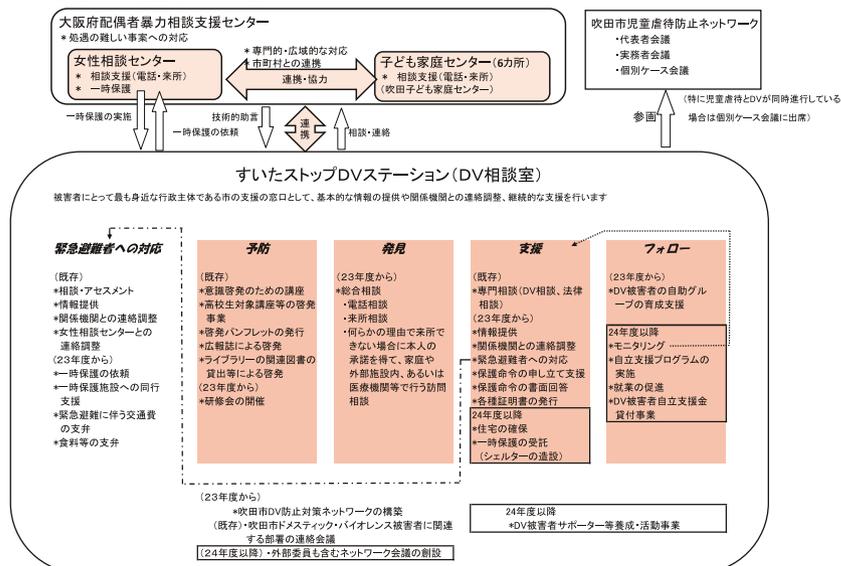
このように被害者にとって最も身近な行政主体である市の支援窓口として、継続した支援を実施し、個々のケースへのきめ細やかな対応を心がけています。

今後は、相談に寄せられるさまざまなニーズを集約し、自立生活を支

援するための多様なプログラムの導入や若年層への予防啓発を重視した取り組み等、実効性のある事業を目指して諸課題に取り組んでいく必要があると考えています。

また、被害者が地域社会の中で安心して住み続けられるよう、また地域社会から暴力を排除し連鎖をさせないためにも、この事業はあらゆる関係機関とネットワークを構築し、協働して取り組む体制が重要であると考えています。そのためには、庁内関係部署や吹田警察、吹田子ども家庭センターで組織する「DV被害者に関連する部署の連絡会議」の拡充を図り、さらに幅広い層の参画を想定した「DV防止対策ネットワーク」の構築に向けて、検討を進めていく所存です。

平成23年度吹田市DV防止対策イメージ図



宝塚市におけるDV対策の取組について

宝塚市

1 これまでの背景と経緯

宝塚市では、平成18年に策定した「宝塚市男女共同参画プラン」において、「潜在しやすい配偶者等への暴力の排除」を重点事業として、相談体制の整備や支援体制の充実を行うとともに配偶者暴力防止のための啓発として、男女共同参画センターにおいて配偶者暴力防止に関するセミナーや情報誌で特集記事を掲載する等の啓発事業に取り組んできました。

また、配偶者暴力対策について、関係各課が相互の連携を図り、その防止及び被害者への適切な支援等の取組を推進するため、平成20年5月には庁内関係課長等で構成する「DV対策連絡会」を設置し、関係課間でさらなる連携を図るとともに、どの窓口でも被害者の視点・立場に立った同質の対応ができるよう、被害者対応上の留意事項や関係課の職務と役割を明記した「DV対策マニュアル」を作成し関係課に周知を行いました。また、「DVに関する電話交換担当者マニュアル」も作成し、相談体制を整えました。

本市におけるDVに関する相談は平成21年度の相談件数が平成17年度の約33倍になる等、増加傾向にありました。

このような背景を踏まえて、平成22年7月、「配偶者等からの暴力対策基本計画」の策定に向けて、宝塚市

配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会を設置するとともに、庁内検討会を設置し、同委員会、同検討会での審議・検討、及びパブリック・コメントでの意見を踏まえ、平成23年3月に「宝塚市DV対策基本計画」を策定しました。

同計画は、被害者の視点に立った対策の実施等を図るとともに、市民一人ひとりが、「DVは身近にある重大な人権侵害であること」をよく理解し、これを許さない社会の実現に向けて、総合的、体系的に取り組むため、具体的な施策を掲げています。

2 たからづかDV相談室の開設

この計画を踏まえ、具体的な取組として、平成23年7月に、「たからづかDV相談室（宝塚市配偶者暴力相談支援センター）」を開設いたしました。

たからづかDV相談室は、女性相談員1人のほか、相談に応じて関係機関等と調整・連絡を行うケース担当職員2人を配置し、相談に対応しています。相談日時は、毎週月曜日から金曜日まで（祝休日を除く）の午前9時から午後5時30分までとし、相談の所管部署、場所は被害者の安全確保のため非公開としています。

相談室では相談業務のほか、被害者及び同伴家族等の緊急時における安全確保及び一時保護、また、被害者の自立支援のための情報や保護命令制度の利用についての情報提供及

び助言、住民票閲覧制限に必要な証明等の発行を行っています。

開設から、約4ヶ月が経過し、10月末現在で102件の相談が寄せられました。相談には、被害の内容が深刻なもの少なくありません。性別役割分担意識にとらわれている事例もあり、経済的自立の必要性も大きな問題となっています。

今後の課題としては、相談体制の充実や関係機関とのさらなる連携、一時保護後の行き先や移送の対応をどのようにするかといったことが挙げられます。

これからも、被害者が一人で悩むことなく安心して相談できる相談室であるとともに、配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向けて、家庭、地域、職場、学校等における教育や啓発など、様々な対策に取り組みます。



長崎市における配偶者暴力相談支援センターの取組について

長崎市男女共同参画推進センター（アマランス）

1 これまでの経緯

長崎市男女共同参画推進センターは、平成4年10月に「女性センター」として開設し、「アマランス」の愛称で市民の皆様にも親しまれています。開設とともに相談窓口を設け、平成22年度は、年間約1,500件の様々な相談を受けています。

長崎市では、法の改正を受け、平成21年5月に「長崎市DVの防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定しました。

同計画に基づき、同年12月に、庁内の関係部局による「長崎市DV被害者支援連絡会議」を設置し、平成22年4月には「長崎市ドメスティック・バイオレンス等の被害者にかかる住居情報を保護する措置の実施に関する要綱」を施行し、住民基本台帳における支援措置の実施にあたって、情報の遺漏を防ぎ、関係課で情報を共有し、連携を図ることとしました。

また、本年5月に新たに策定した「第2次長崎市男女共同参画計画」の中でも、今後の施策の中で、「男女間における暴力の根絶」にかかる事業を積極的に推進していくべきこととしています。

アマランスの相談窓口寄せられた配偶者からの暴力に関する相談件数は、増加の傾向にあり、平成18年度の94件から平成21年度の141件に50%増加しました。また、同じ長崎

市内にある県のセンターに寄せられた相談件数も、本市にかかるものが、近年急増しているとのことでした。

このため、本市としては、被害者が相談しやすい体制を住民に最も身近な機関として整える必要があると考えました。

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」）は、法において規定されている6つの機能をすべて果たさなければならないものではなく、アマランスが行っている相談業務だけでも、その位置づけを行うことは可能でした。そこで、新たに、支援センターとして、より積極的に被害者の自立支援に向けた取組を図ることとしました。このとき、国の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、基金を設置することにより、平成24年度末までの活用が可能であったことも大きな後押しとなりました。

2 現状及び今後の課題

以上の経過を踏まえ、平成23年度から従来の相談窓口、支援センターとしての機能を位置づけ、被害者の心のケアをより専門的な立場から支援できるよう臨床心理士による心の健康相談を月1回から月2回に増やしました。さらに、5月からは相談員を1人増員し、3人体制にするとともに、6月からは日曜日にも相談窓口を開設するなど相談体制の拡充を図っています。

また、従来の相談のしおりに加え、相談専用電話を記載した名刺サイズのカードも新たに作成し、関係機関へ配布するとともに、市役所庁舎内女子トイレへも設置しました。



平成23年度以降の配偶者からの暴力に関する相談件数は、9月末で84件と昨年度同時期の61件に比べて約38%の増加となっています。

支援措置をはじめとするDVの相談に関する証明書も、支援センターとして発行することにより、被害者の利便性が図られるようになりました。

そのほか、配偶者からの暴力の防止に取り組む民間団体と連携し、啓発のための連続講座や中学生を対象とした、いわゆるデートDV防止授業を派遣講座として実施しています。

今後、支援センターとして、どのように庁内の関係部局や関係機関と連携を図っていくか、また、基金終了後の平成25年度以降、相談体制をどう維持していくかが大きな課題であると考えています。



東日本大震災復興 シンポジウム in 岩手

～震災復興をめざす男女共同参画社会～
内閣府男女共同参画局総務課

平成23年10月22日（土）、岩手県盛岡市いわて県民情報交流センター・アイーナホールにおいて「東日本大震災復興シンポジウム in 岩手」が内閣府、岩手県、岩手県男女共同参画センターの共催により行われました。岩手県を中心とした東北、関東、東海地方等から400人余りの方々が参加し、岩手県では、25の市町村から、片道3時間かけて沿岸部からも多くの方が参加しました。

野崎智恵子岩手県男女共同参画センター長の開会宣言でスタートし、内閣府から岡島敦子内閣府男女共同参画局長により蓮舂男女共同参画担当大臣のメッセージが披露され、続いて岩手県から達増拓也知事（代読：工藤孝男岩手県環境生活部長）から挨拶がありました。谷藤裕明盛岡市長は来賓挨拶の中で「震災後7か月が経過し、これからますます女性や生活者の視点が必要になってくる」と述べました。

第一部では「東日本大震災津波からの復興に向けて」と題して平山健一岩手県東日本大震災津波復興委員会委員より現地報告が行われました。多くの写真やデータで岩手県の津波による被害の大きさを示し、全世界からの支援と緊急復興について話をしました。また岩手県の復興計画について具体案を説明し、復旧・復興に向けてスピードアップと確実な財源の確保、まずは水産業の復興と地域の安全対策と海が育んだ文化とコミュニティの継承が重要であり、地域の人々の絆と意欲が再建の礎となっていると結びました。

続いて、清原桂子兵庫県理事より「なぜ震災復興に女性の視点と参画が必要なのか」と題して基調講演が行われました。阪神・淡路大震災の経験から家族と地域の重要性、しごとを通じた仲間づくり、

民と官による協働、普段からやっていることの大切さについて話をしました。復興基金の仕組みや復興基金事業例、また、女性の視点・生活者の視点からの生活復興について多くの取組事例を具体的に説明しました。

午後からの第二部では「被災者一人ひとりの復興を実現するために」と題し、亀井千枝子岩手県福祉総合相談センター児童女性部長をコーディネーターとしてパネルディスカッションが行われました。

パネリストの佐賀敏子山田町立山田南小学校校長は、今一番大事なことは子供の心のサポートであり、子供に関わる行事や授業をしっかりやることで子供と学校、学校と保護者・地域のつながりを深めたいと述べました。平賀圭子NPO法人参画プランニング・いわて理事長は、震災後の女性支援を通し、女性が生き生きしている地域は復興が早いと思われるので避難所の運営やこれからの復興対策に女性の参画が必要と述べました。盛合敏子岩手県漁協女性部連絡協議会会長は1955年に一人の人間として自らの人生設計を考える場づくりを目指して設立された漁協女性部の1日10円貯金活動や、今回の震災後の炊き出し等の活躍を紹介し、絆の強い組織ではあるが、市の復興計画等今後の方針決定の際に発言の場がなかったことが残念と話しました。湯浅誠内閣府参与、内閣官房社会的包摂推進室長は、避難所における聴覚に障害のある方々の状況から高齢者や子供など社会的に弱い立場にいる人たちのコミュニティづくりの難しさは日本全体の課題であると述べました。また仮設住宅において、日々の生活の中でちょっとした困ったことなどが相談できる工夫やそれをつないで解決していく人、場づくりの重要性を指摘しました。



現状報告を行う平山委員



基調講演中の清原理事



パネルディスカッションの様子



日本赤十字社による募金とパネル展示



「復活の狼煙ポスタープロジェクト」のパネル展示



復興ソングを歌うLAWBLOW

ダイバーシティ経営の理念と実際⑦ 女性社員の多様性Part5

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長

渥美 由喜

図表1 役員クォータ制批判への反論に使用したデータ

データ1

20年前、筆者が大学を卒業した当時、学部学科ごとに答辞を読んだ総代(卒業生代表)の4割は女性だった。女子学生の比率は1割強だったので、女子学生の総代輩出率は男性の約6倍。

ちなみに、筆者も友人達も試験のたびに○さんや△さん(みな女性)のノートを借りたおかげで卒業できたと思えば、友人達は反論でまず。

データ2

筆者は、某・難関私立大学で男女共同参画の外部有識者委員を拝命しているが、2011年3月の卒業式(震災のために式は実施せず)の総代20人のうち19人は女性だったと聞く。この大学の女子学生比率は約5割なので、女子学生の総代輩出率は男性の約20倍となる。

データ3

筆者は働き甲斐のある職場作りに取り組んでいる国内の先進企業600社、一般企業400社を訪問ヒアリングしてきたが、ほとんどすべての企業で、人事担当者は「新卒学生を学科や面接試験の成績だけで取ると、女子学生が過半数を占める」と述べている。特に、女子学生に人気が高い先進企業では、「成績だけで取ると7~8割が女性になってしまう」といった声が少なくない。

(注) いずれも筆者が個人的に収集したデータに過ぎないので、より広範にデータを収集して検証する必要がある。

図表2 総代輩出率と役員輩出率

	筆者世代	新入社員世代
20年前	総代の男女比は60%:40%	
現在	管理職の男女比は90%:10%	総代の男女比は5%:95%
20年後	役員員の男女比は60%:40% (注1)	管理職の男女比は50%:50% (注2)
40年後		役員員の男女比は5%:95% (注3)

(注1) 仮に、男性管理職9人から役員1人を輩出する場合、輩出率は1/9。女性の役員輩出率は男性の6倍なので、女性管理職1人から輩出する役員は1/9×6=2/3人と算出。役員員の男女比は1人:2/3人=60%:40%となる。

(注2) 某・難関私立大学の学生の男女比と同じになると仮定。

(注3) 某・難関私立大学の学生の卒業時の総代輩出率と管理職からの役員輩出率が同じになると仮定。

役員クォータは女性優遇か？

先日、筆者は大学時代の同窓会で男女友達に囲まれて、責められた。「君は女性役員クォータを導入すべきと主張しているようだが、俺たちがこれから座ろうと目指している椅子をみすみす女性に引き渡せとはけしからん。そもそもクォータは企業の裁量を奪うことになるし、女性優遇はおかしい」という内容だった。

そこで筆者は、いくつかのデータを提示した(図表1)。入社段階で、平均的にみて男性よりも女性が成績優秀なのは明らか。にもかかわらず、大半の企業で新卒社員に占める女性比率が5割未満なのは、男性枠があるためと推測される。つまり、入社時(入口付近)では、実質的に性別クォータが存在しているのではないか。

現在、日本の女性役員割合は1%程度に過ぎず、時系列でみてさほど改善する傾向は見られない。このままでは、入口付近で優秀だった女性たちは、役員まで到達するキャリアパスを見い出せずに、モチベーションが大きく下がってしまうことが懸念される。そこで、出口付近にもクォータを導入して、女性たちにもキャリアパスを明確にすべきと考える。

なお、筆者は役員クォータは女性優遇ではなく、むしろ将来的には男性優遇として機能するのではないかと考えている。なぜなら、仮に『大学生における総代輩出率』を『管理職における役員輩出率』に置き換えて考えると、女性役員割合は20年後に40%、40年後には95%になるだろう(図表2)。この場合、役員クォータは男性枠として一定割合を割り当てるという点で、男性優遇になるからだ。

男性活躍推進室がある企業

数年前に、筆者がヒアリングをしたスウェーデン企業で聞いた言葉を思い出す。その会社は、40年前に女性活躍推進室を作り、女性管理職割合が3割を超えた段階で、いったん室を閉じた。その後、同割合が5割を超えるに至り、男性社員の沈滞ムードが目立ってきたので、今度は男性活躍推進室を作ったのだという。

担当者曰く、「かつての女性たちは自己評価が低かったので、ネットワークを図ったら、自分たちで情報交換したり、助言し合うようになって成功した。さて、次に男性たちの番だが、プライドばかり高くて、すぐ拗ねる。個別に褒めて育てないとなかなか動こうとしないので、女性よりも男性はよほど手がかかる。」

以前、筆者は企業内の女性管理職およびその候補たちのネットワークであるNPO法人 J-Winの懇親会に出席した。数百人の女性たちの熱気が充満した会場で、どこかの会社のお偉いさん然とした年輩の男性たちがぼつぼつと数人「壁の花」となっており、心細そうに見えた。

現在、日本は片働き主流から、共働き主流へと大きな転換を図っている。今後、壁の花になって無然としている男性たち一人ひとりに声を掛けて、ほめたり、おだてたりして、巻き込まなければならぬのは、たしかに手がかかりそうだ。

役員クォータの導入により、優秀な女性たちの就労インセンティブを引き出しつつ、いずれ男女にかかわらずワークにもライフにも真摯に向き合い、互いの特性を活かし合う風土が醸成された暁には、クォータを撤廃すればいいと思う。



あつみ・なおき/東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府『ワークライフバランス官民連絡会議』『子ども若者育成・子育て支援功労者表彰(内閣総理大臣表彰)』選挙委員会委員、厚生労働省『イクメンプロジェクト』委員等の公職を歴任。

Special Interview



加害者更生と 予防教育について

Hara Kenichi

今回は、佐賀県において女性に対する暴力の根絶を目指し、配偶者暴力被害者支援に関する取組を行っている、佐賀県DV総合対策センター所長の原健一さんにお話を伺いました。

—『佐賀県DV総合対策センター』についてお聞かせください。

原 佐賀県では、女性に対する暴力の根絶を目指し、DV被害者支援に関する機関や民間団体、弁護士会、医師会などとの連携を強化し、被害者支援を円滑に行うことを目的に、平成16年4月に佐賀県DV総合対策センターを設置しました。

私は、平成19年4月から2代目の所長として勤務しております。

民間支援団体を始めDV被害者支援関係機関、団体が連携して取り組むDV被害者支援施策の総合調整、決定を行うということで、このDV総合対策センターは、①関係機関との連携情報の収集・提供、②啓発・広報、③研修・講演、④調査研究、⑤民間グループの育成・支援、⑥相談事業の6つの柱で仕事をしています。

—配偶者暴力対策に関わるようになったきっかけについてお聞かせくだ

さい。

原 加害者の更生に取り組み始めたということが、私がDVの世界で仕事をするきっかけとなりました。

加害者更生という言い方と、非暴力プログラムという言い方がありますが、加害者更生については法律などの義務付けがあって、アプローチがしっかりしているものを加害者更生という言い方をしている、任意参加できるものを非暴力プログラムという言い方にしています。

私は、2001年から、男性のための非暴力ワークということで、暴力を振るった男性希望者を集めて、プログラムをこれまで実施してきました。

プログラム期間は全体で1年ですが、実際にこのプログラムを実施するのは3か月間で、残りの9か月間は、2週間に1度の自助グループのような形でフォローアップをしています。

—所長の考える配偶者暴力の加害者対策についてお聞かせください。

原 私が考える「DV加害者対策」とは、まずひとえに再発・再犯をさせないということが重要です。それから、2番目として、探索目的の加害者、例えば市町村の窓口で、加害者が来たときにそれに対応するかということも考えないといけな

いと思います。3番目に、加害者の心理や行動を研究して、特に被害者の安全につなげるということが考えられます。4番目に「加害者アプローチプログラム」というものと考えており、これには更生プログラムと非暴力プログラムが含まれます。5番目に、暴力予防教育です。将来の加害者をつくらないということが重要です。また6番目として、加害者家族の対応や支援も大切と考えています。このような6つの項目で構成されたDV加害者対策というものを考えています。

—原所長が実践している配偶者暴力の加害者へのアプローチ法がありましたら、教えてください。

原 そもそも「DV加害者へのアプローチ」とは、加害者一人ひとりに注目して、例えば生い立ちを見たり、文化的な背景、彼らが暴力・虐待の自己責任を取ることを妨げているものは一体何であるかを考え、それらを外在化していくことによって、変化を促していくものです。

私が考えている「DV加害者へのアプローチ」は、最初に加害者と言われる人たちが相談に来ることから始まります。ここでは、暴力の程度にかかわらず、受容的・共感的態度



原 健一

佐賀県DV総合対策
センター所長

- はら・けんいち／
- ・2001年、「メンズサポートふくおか」設立。DV加害者男性に対し非暴力ワークプログラムを実施
 - ・福岡県内精神科病院内に「DV外来」を設置。自らも心理士としてカウンセリングに当たる
 - ・2003年「熊本県DV加害者研究チーム」研究員
 - ・2005年高校生向け「DV未然防止教育」を担当
 - ・2008年内閣府「女性に対する暴力予防啓発教材検討会」委員
 - ・2009年内閣府「女性に対する暴力に関する専門調査会」委員

配偶者暴力をなくすために

で臨んでいます。ただし、その共感が強すぎると問題です。あなたはOKだというようなメッセージを伝えたと、例えば自分がやった暴力行為そのものを正当化するのを手助けしてしまうという危険性があることに注意が必要だと思います。

加害者ではあるのですが、同時に傷ついているという意識を持っています。妻から見捨てられたなどの被害者意識です。そういうことも含め、しっかりと話を聞くことから始めています。

DV特有の、暴力の否認や正当化、また反対に、相談に来る人は自分がどうしようもなくだめな人間だというような表現をする人もいます。急性期の反応なのかもしれないのですが、とにかく受容します。それで、考えや態度の変容へ導くのは次のステップだと考えているのです。

それで、グループワークを通して信頼関係をつくり、特に、妻がいない日常生活は、非常にストレスが強いわけなのですけれども、それを繰り返す言葉として吐き出してもらうのです。

それと、他者の加害経験も聞きながら、真の加害者になることを支援します。この真の加害者というの

は、彼らは被害者だと思っていますので、自分が本当の加害者だと思ってもらわないと、次の更生に向けた取組というのは難しいのです。

時間が経ってくると、探索目的や妻を取り戻すためだけに参加しているという人たちが見えてきますので、そういう人を分けないといけないと思っています。

—原所長は予防教育についても詳しくとお聞きしましたが。

原 実は、加害者更生プログラムを実践している経験を買われて、予防教育、つまりDV未然防止教育に関わるきっかけがありました。2003年に熊本県でDV加害者研究チームというものが立ち上がりました。その中で出てきた3つの視点として、「DV加害者の個別カウンセリングの手法」、「DV加害者の集団教育」、「非暴力ワークの手法」についてということで、具体的なプログラムまでつくりました。また、加害者を生まないための「非暴力心理教育」、今では「未然防止教育」という名称になりましたが、これが3つめの視点です。

特に今後、学校現場でこの予防教育に取り組んでほしいと考えていることを3点挙げます。まず、「情報提

供の効果」です。当たり前の話ですが、DVは犯罪であり誰にでも起き得るようなことであること。多くの生徒が同時にDVの知識と視点を持つことで、予防・発見につながることに。次に、「対等な関係を学ぶ場」であること。これは学校教育の部分でも必要な視点だと思います。3番目に、「被害の早期発見と支援」です。実際相手からの暴力の知識と対応について、職員間で共通理解を持ってもらう。DV家庭やリスクの高い家庭の把握とか、DV家庭の子供のつらさを理解し、問題行動の指導だけではなく、困難な環境にいる生徒として支援するという3点です。

—今後の課題について教えてください。

原 今後の課題は、校内で予防教育ができる教員の養成や被害者・加害者に対しての個別対応など相談技術を先生方に身につけてほしいことと、予防教育の実施について学校間の温度差の解消であると思います。

—お忙しい中、ありがとうございます。

国立大学法人における男女共同参画に向けた取組について

文部科学省

文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会は、各事業年度及び中期目標期間（6年）ごとに各法人の自己点検・評価に基づく実績報告書をもとに国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績を評価しています。

各法人の評価結果については、文部科学省のホームページに掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm

今回は、国立大学法人が平成22年度計画に係る業務の実績を明らかにするために作成した「平成22年度実績報告書」をもとに、男女共同参画の推進に向けた主な取組事例を御紹介いたします。

【推進体制の整備】

- 「女性研究者支援室」を「男女共同参画推進室」へ改編するとともに、執行部交代に際し、(その大学においては)初の女性理事1名の配置を決定。
- 男女共同参画担当学長補佐をおき、事務組織として男女共同参画企画係を総務部人事課内に設置。
- 女性研究者と女子学生の交流拠点、女性研究者や女子学生の相談を受ける窓口、各種セミナー等を実施する活動拠点にもなる、男女共同参画推進室を設置。
- 副学長及び学長補佐に女性を1名ずつ登用。

【女性研究者の採用・登用の促進】

- 公募で女性教員を採用した部局に対し、学長管理人件費枠から一定額を補助。
- 女性の教授・准教授の採用及び昇任を加速するために、大学留保ポスト（教員人件費の10%を学内留保分として確保）を活用することによって「女性枠」を設定。

- 各部局の教員募集時に、男女共同参画に関する文言を付記するよう周知することで、その大学のポジティブアクションで掲げる「同等と認められた場合は女性を採用する」ことを推進。

【育児・介護等との両立支援】

- 「復職・子育て・介護支援センター」を学内共同利用施設として位置づけ、「育児短時間勤務制度」「育児部分休業制度」などの事業を継続。
- 任期付き職員等が、産・育休等を取得した期間を任期に含めない特例を設ける任期規則の改正を実施。
- 男性職員の育児休業取得促進のため、育児休業開始の最初の10日以内は給与支給、退職手当や勤勉手当等の算定にあたっては育児休業期間を勤務した期間とみなすよう制度改革を実施。

【研究活動支援（研究費支援・研究補助者等の配置）】

- 女性だけのテニユアトラック制を推進し研究費を支援。
- 配偶者と同居することが困難な女性研究者に対して、職員の単身赴任手当に相当する「両住まい手当」を新設。
- 妊娠・出産・育児期中の女性研究者に対して、研究・実験を補助する研究技術員を配置。

【女子学生・生徒への理工系分野への進学促進】

- 女子小中高生と理系女性研究者との交流会の実施。(オープンキャンパス等)
- 理系女性研究者及び女子大学院生による出前授業の実施。
- 女子大学院生が小中学校に赴き、進路選択に向けた講義を実施。

女性町長で政策は変わりますか？

埼玉県入間郡越生町長 田島 公子

越生町は、東京から50キロ圏の埼玉県西部の人口1万3千人の町です。山林が70%弱で、以前栄えた地場産業も今は元気がなく、お勤めの方が多い町です。自然が豊かでハイキング等の観光客が多い町でもあります。

私は本町で初めての女性町長です。女性首長だから女性ならではのきめ細かな政策ができるのでは、と言われることも多いですが、現状では女性首長が少ないからそういわれるだけで、女性だからではなく、各人の個性の違いだと思います。

議員であれば、ご自分の興味のある分野だけ深く追及される方もおいでになり、女性議員では福祉、教育を専門とされる方も多いのですが、行政の長の場合には、行政全般を見ますので、福祉・教育に特化することはありません。私は財政と持続可能な町ということが最大の関心事です。とはいえ、男性であれ女性であれ大多数の首長が福祉と教育には特に力を注いでいます。

本町でも、福祉、特に子育て支援、健康長寿、教育には注力し、2008年度より子ども医療費の中学校修了までの無料化を実施しています。私が町長就任直後、保育園の給食食器を買い替えることになり、環境ホルモンの影響を考え、予定されていたPEN樹脂ではなく、強化磁器に変えました。10年度からは第3子以降の保育園・幼稚園の保育料を無料にいたしました。待機児童はおりませんし、今年から町立保育園の園庭の芝生化にも取り組みました。学童保育は小学校6年生まで預かっております。

町内には、小学校2、中学校1の計3校ありますが、耐震化はほぼ終了、中学校は耐震化と同時に内装を木質化し全教室

にエアコンをつけたところ、生徒が非常に落ち着きました。体育館も耐震補強し、武道場の新築に際し、太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーを利用しています。

先生方の熱心な指導に加え、ハード面も良くなり、学力でも体力でも県下1、2位になっています。2学期制を実施し、今年からは月1回土曜授業も始め、授業時間の確保を図っております。これは意外と反響を呼び視察やお問い合わせも増えました。

昨年は第5次総合計画を町民委員52人で平日夜の会議を重ね、素案を作りました。できるだけ現状を町民に説明し、理解していただき、町民と協働して住みやすい町を作っていこうとしています。

このような中で審議会その他の各種委員に何人かは女性をとと思いますが、なかなか適切な方が見つかりません。私が就任後2年半の間で新たに委嘱した委員さんの中では、教育委員に教職畑でない民間の素晴らしい女性を選任できたことが良かったと思っています。PR不足なのか、委員を公募しても女性で手をあげる方はどうしても少ないのが現状です。町民全体が穏やかで、人より前に出るのを遠慮するところがあるように思います。

女性職員にも管理職として活躍してほしいと思っていますが、選考は男女平等を心がけています。女性も自己規制を外し、勉強し実力を蓄えてぜひ主張してほしいと思います。



略歴等：早稲田大学理工学部数学科卒業。平成15年8月～平成21年2月越生町議会議員（2期）。平成21年2月25日越生町長に就任。

「国際平和協力と女性の活躍」 ～PKOと『女性、平和、安全保障』～

内閣府国際平和協力本部事務局 (PKO)

国際平和のため日本も積極的に参加している国連平和維持活動 (PKO)。このPKOにおいて、近年ジェンダーの視点を踏まえた活動や、女性の活躍が広がっています。今月からこのPKOの現状や活動に関し、5回にわたってご紹介します。

国連平和維持活動 (PKO) とは

国連平和維持活動 (United Nations Peacekeeping Operations : 以下PKO) は、紛争を経験した当事国が、停戦合意、和平合意を締結した後の停戦・軍事監視や、治安維持及び和平合意促進のために当事国で国連が行う活動です。

1948年に最初のPKOである国連休戦監視機構 (UNTSO) が設立されて以来、合計65件のPKOが設立され、現在、世界において15のPKOが展開しています。その多くは途上国にあり、半数はアフリカ諸国です。2011年10月現在、日本からもUNDOF (ゴラン高原)、MINUSTAH (ハイチ)、UNMIT (東ティモール) の3つのPKOミッションに計367名を派遣しています。

また、PKOに対して世界平和への貢献が認められ、1988年にはノーベル平和賞が授与されました。

変化してきたPKO活動

PKOの業務は、停戦・軍事監視が伝統的ですが、冷戦の終結とともに国際情勢が一変し、PKOも変化してきました。従来は国対国の国際紛争が主でしたが、冷戦後は、同じ国内での民族間や政治勢力間、独裁制権と民主主義など、国内で二つ以上の勢力による内戦へと変わってきたため、国際社会及びPKOに求められる役割も、複雑化、多様化してきました。その任務内容は当事国の状況に合わせて安保理決議によって決定されます。最近ではより良い活動を行うため、PKOが展開される前から当時国で活動しているWFPやUNICEF、UNDPなどの国連の

カントリーチームの共同作業を含む「統合ミッション」が主流となりつつあり、平和定着、開発までを想定した活動にシフトしつつあります。この近年のPKOには、軍人以外に警察、文民専門家も含まれ、軍や警察の改革・再構築、選挙支援、復興・開発、組織・制度改革・構築を含む行政支援活動も行われることが多くなっています。

女性の参画を言及した最重要決議

2000年10月に採択された「国連安保理決議1325、女性、平和、安全保障」は、安保理決議史上初めて安全保障において、ジェンダー主流化を盛り込んだ歴史的な決議です。この決議では、女性は平和と安全保障の対等な担い手として、全てのレベルに等しく十全に参画させ、実際に活用することが加盟国の責務である、とあります。また、紛争下での男女へのインパクトの違いにも言及しており、紛争時に起きる性暴力やDV、人身取引等を認識した上で支援を行うことや、支援する側の軍人、警察、文民、人道支援者、政府関係者すべてに対し、派遣前にジェンダーの研修を受けることを要請する、等が盛り込まれています。

女性たちは、紛争下ではその性ゆえに特化した性暴力被害を受ける可能性が高い脆弱な存在ではありますが、同時に、平和の対等な担い手であるという安保理決議の認識に基づき、PKOには各国から女性の軍人、警察、文民専門家の登用を積極的に行っており、合わせて受入国の制度改革の際などのジェンダー配慮を提案し、促進しています。紛争を繰り返さず、恒久平和の基礎を築くため、PKO活動にも、ジェンダー視点が極めて重要です。

(内閣府国際平和協力本部事務局
国際平和協力研究員 与那嶺 涼子)



図表1 UNDOF (ゴラン高原) で活動する司令部要員



図表2 UNMIT (東ティモール) で聞き取りをする女性の軍事連絡要員



図表3 MINUSTAH (ハイチ) の部隊の活動の様子

公益社団法人 日本産婦人科医会



日本産婦人科医会（以下、本会）では男女共同参画に向けて、二つの方向で活動しています。ひとつは社会へ向けた活動で、産婦人科医の職能集団であるという点から、医療に関連した活動です。もうひとつは産婦人科を専門とする女性医師の支援に向けた活動です。

本会の目的は、母子の生命・健康を保護すること、そして女性の健康を保持すること、つまり生涯にわたる女性の健康支援ということに他なりません。ですから全ての活動が女性支援という方向性を持つのですが、その中で特に性教育と性犯罪被害の支援についてご紹介します。

性教育を通して本会は、正しい知識の啓発、自尊心や自分自身を含め生命を尊重する心、決断・実行できる力の育成に努めています。毎年開催される性教育指導セミナーでは、医師のみならず、看護師や助産師、保健師、あるいは教職員、教育委員会関連の役員など、多くの参加を得、実りある性教育の実践に向けて熱心な討論が行われています。公開市民講座にも多くの一般市民の参加があります。そして多くの会員が日常の診療や地域の中でそれぞれの活動を続けています。

また、性暴力被害への支援として、検査や外傷の治療、性感染症や望まない妊娠の予防など直接支援に携わる本会会員に対して、「性犯罪被害者への対応・診療マニュアル」（小冊子）を作成し配布しました。各都道府県の実情調査を行い、検査や治療、診断書作成などの諸経費の

負担ができる限り被害者本人に請求されないよう、各地域での公的助成による支払いが円滑に行われるよう、地元警察本部との連携を推進しています。また警察庁や支援団体、医療機関との意見交換会を年1回開催し、様々な支援の方策を検討しています。ワンストップ支援センター開設の推進や地域医療機関と支援団体との連携も大きなテーマのひとつです。

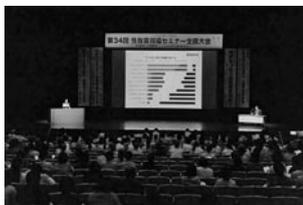
一方、産婦人科では近年女性医師が増加しており、これら若い医師たちがそのキャリアを十分に伸ばしながら、結婚や出産・育児も無理なく両立できるように支援することは、本会としても重要な使命だと考えています。女性医師への支援としては、ホームページ上に「女性医師支援情報サイト」を設け、女性医師支援に特化したメーリングリストを立ち上げるなどして、情報の発信や交換に役立てています。また、どのような具体的支援が必要なのかを検討するために、主に労働環境について実態調査を毎年継続して行い、結果を公表しています。女性医師支援は他の医学会でも始まっていますが、本会がいち早く取り組み始めたため、他学会や諸団体から意見を求められることもあり、当会の実態や支援のあり方について情報を発信しています。

日本産婦人科医会は今後も、母子・女性の健康支援、産婦人科医師への支援を通して、男女共同参画社会の推進に向けて活動を続けていきます。

（日本産婦人科医会幹事 高瀬 幸子）



定例の記者懇談会
（日本プレスセンター）



今年度の性教育セミナー（大分）



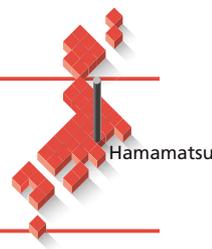
研修ノート

公益社団法人 日本産婦人科医会は全国の母体保護法指定医師を中心とした産婦人科医師の組織です。昭和24年の創立以来一貫して、母子そして女性の健康を守るために活動しています。会員は現在約12,000人、寺尾俊彦会長の下、会員研修を始めとして、発刊物やホームページ、定例の記者懇談会などによる社会やマスコミへの情報発信、母体保護法や医療保険の適正な運用など、様々な活動を続けています。会員や関係機関の努力により、産科医療補償制度や出産育児一時金の直接払い制度の立ち上げなど、よりよい母子保健制度へ向けての模索が続けられています。また、子宮頸がんのHPVワクチンについても多くの地域で公費助成が行われるなどの成果もあがっています。

本部：新宿区市谷八幡町14 市谷中央ビル

URL：<http://www.jaog.or.jp>

浜松市



「男女がともに自立・参画し、高めあう創造都市・浜松」を目指して

浜松市では、「浜松市男女共同参画推進条例」「浜松市男女共同参画計画」に基づいて、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を行っています。昨年度は、「浜松市DV（配偶者等からの暴力）防止・支援基本計画」を策定、7ヶ国語によるDV啓発パンフレットを作成しました。平成23年度の本市における特色ある取組を紹介します。

パートナーシップ委託事業

男女共同参画を市民の視点及び市民協働で推進していくため、市内で活動する市民団体から団体の特性を生かした男女共同参画に関する事業企画を募集し、優れた提案に対して事業実施の委託をするものです。そのなかで特色ある事業を紹介します。

◇女性起業家育成講座

結婚や出産を機に就業を中断した女性などを対象に、再チャレンジのための一つの選択肢として、起業するための基礎知識を学んでもらうとともに、女性起業家同志のネットワーク作りも支援するものです。同講座を提案した市民団体によると、「これまでにも起業家講座を何度か開催をしてきました。しかし、参加者のほとんどが男性であることから、少数の女性参加者は、どうしても萎縮してしまうため、グループワーク等で積極的な発言ができなくなるなど、女性に対して起業家講座としての十分な成果を提供することができなかった」とのことです。

浜松市は、平成19年4月1日に全国で16番目となる政令指定都市に移行し、平成23年7月1日に市制施行100周年を迎えました。本市は、山、海、川、湖と四方を異なる豊かな自然環境に囲まれ、この多様な自然が織り成す美しい風景は、数々の景勝地を生み出しています。面積は、1558.04m²で、岐阜県高山市に次いで全国2位となっています。平成17年7月1日、天竜川・浜名湖地域12市町村の合併により、人口は80万人を超え、現在、静岡県第1位となっています。

このような反省を活かし、この市民団体から“女性”に特化した起業家育成講座が企画提案されたため、事業実施をすることとなりました。

情報誌「ハーモニー」の発行

男女共同参画の意識づくり推進のため、市民向けに年2回、情報誌「ハーモニー」を発行、全戸配布を行っています。平成23年度の秋号では、今年度から実施している「浜松市DV（配偶者等からの暴力）防止・支援基本計画」を受けて、市民に「DVを知ること、理解すること」を促す啓発記事を集めました。

浜松市男女共同参画推進センター

男女共同参画推進の拠点施設として、同センターで行われているいくつかの事業を紹介します。

◇はままつチャレンジ塾2011

男女共同参画の視点を入れた講座等を企画・運営するためのスキルを習得するために、学ぶことと実践を体験する、12月まで全7回の講座です。平成24年3月にはその成果として、この講座で習得したスキルを使い、実際に講座生自身による企画・運営された講座の開催の実現を目指します。また、この事業は、次世代の男女共同参画を担う人材育成の目的も兼ねています。

◇男性の生き方電話相談

同センターの相談事業の一つとして、平成18年度から毎週木曜日午後6時～8時の間で、男性相談員による「男性の生き方電話相談」を行っています。最近では、高齢独身男性からの相談も増えています。

（市民部 ユニバーサル社会・男女共同参画推進課）



DV啓発パンフレット
（写真は左から日本語版、英語版、ポルトガル語版）



女性起業家養成講座の発表風景



浜松市男女共同参画推進センター

ザ・ボディショップ



ストップ・バイオレンス・イン・ザ・ホーム (Stop Violence In The Home) DV根絶 キャンペーン

ザ・ボディショップは、創業時より環境、動物の保護とともに、人権を守ることをビジネスの基盤としてきました。この価値観（バリューズ）に則り、例えば、1995年の「女性の権利は人権」キャンペーン、2000年の「セルフエスティーム（自分の価値や個性を認めること）」キャンペーンをはじめ、特に、女性が個性的に自分らしく生きるためのサポートをしてきました。そして、2006年からは3ヶ年プロジェクトで、DV根絶グローバルキャンペーンを開始。ザ・ボディショップはDVを、もはや個人的な問題ではなく、誰の身にも起こりうる「社会の問題」と考え、世界規模のネットワークを駆使してDV根絶を目指したキャンペーンを取り組み始めました。ザ・ボディショップのお客さまもスタッフも多くは女性です。女性のニーズに応じていくことはザ・ボディショップにとって自然なことでした。2006年8月に、「家庭内暴力が子どもに与える影響」についてユニセフとの共同レポート発表。DV問題の見えない部分として、家庭内での母親への虐待を子どもが目撃をし、生涯深い影響を受けるといふケースがあります。レポートは、世界で少なくとも2億7500万人もの子どもが、家庭でDVに晒されていることに警鐘を鳴らし、暴力が、子どもに生涯に渡って与え続ける深刻な影響に焦点をあてています。

当時、ザ・ボディショップの創業者アニータ・ロディック（1942～2007）は次のようにコメントしています。「このレポートはDVの最大の被害者が子どもたちであることを示しています。その子どもたちを守ることは、DV根絶を目指しているすべての人々にとって究極の関心事です。」

日本でも、DVは個人的な問題ではなく、世界的な社会問題であることを、国内にむけてアピールする店頭キャンペーンを実施しました。ザ・ボディショップのグローバルな力を利用して、DVの根絶を目指し、女性と子どもの「人権」と「セルフエスティーム」を守るために「スピークアウト（Speak Out）していきましょう！」と呼びかけるもの。寄付金付き製品リップケアスティックやピンバッジの販売と店頭でのファンドレージング募金の合計金額をFTCアドボカシーセンターの「親も子ども共に安全で健康に生きるためのプログラム」に役立てていただきました。

現在も毎夏実施されるFTC主催親子合宿やその他行政、女性団体、学校主催のイベント等に参加させていただきながら、地元コミュニティとの関係確立を継続しています。

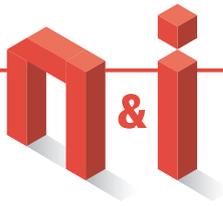


ザ・ボディショップDVの根絶キャンペーンポスター。ダイジー（花言葉：希望、不屈の精神）をシンボルに、DVは誰にでも起こりうる社会問題であるとスピークアウトし（声をあげ）、お互いを尊重し合える社会を目指します。



ユニセフ&ザ・ボディショップ共同レポート発表会場にて左より（敬称略）ニューヨーク市長室付DVを根絶するための「閉ざされた扉の向こう側」委員会ヨランダ・ジメンズ理事、ザ・ボディショップ創業者・故アニータ・ロディック、ユニセフ事務次長リマ・サラ、全米反ドメスティック・バイオレンス協議会リタ・スミス（2006年）

団体プロフィール：ザ・ボディショップ。1976年英国生まれ。世界各地に古くから伝わるハーブや木の実などの天然原料ベースのスキンケア、メイクアップ、ヘアケア等製品を販売する化粧品専門店です。よい香りのたち込める店内では、コミュニティ・フェアトレード原料などの美容成分を使用した製品が気軽に試せるほか、店頭キャンペーン等を通じ、動物と環境の保護、人権の尊重を訴える活動を実施。人にも地球にもやさしい心地よいライフスタイルを提案しています。



[News & Information]

1 News 内閣府

男女共同参画フォーラム in 静岡を開催



内閣府は9月30日、静岡市との共催で「男女共同参画フォーラム in 静岡」『男女共同参画社会の実現をめざして』を開催しました。

主催者挨拶に続き、内閣府から男女共同参画の現状について報告した後、(有)国際宇宙サービス代表取締役社長の山崎大地氏より「家族で叶えた宇宙への夢」と題した基調講演が行われました。山崎氏は、妻の宇宙飛行士になるという夢実現のため、仕事・家庭・育児・両親の介護等の経験をもとに、試行錯誤を繰り返し、様々な苦難を乗り越えながら家庭を支えてきた経緯についてお話されました。

さらに、静岡県立大学教授の犬塚協太氏のコーディネートのもと、山崎大地氏、静岡大学名誉教授の大村知子氏、(株)静岡銀行経営管理部給与厚生グループ長の鈴木秀行氏及び(株)静岡第一テレビ営業局営業推進部の橋本恵子氏による「女性の活躍促進とワーク・ライフ・バランス」というテーマのパネルディスカッションでは、各々の具体的な取り組みを交えながら、研究者・企業・被雇用者・男性といった立場の違う視点により、成果と課題について活発な意見交換が行われました。

2 News 内閣府

中国科学院女性科学者訪日



9月12日～17日まで、中国科学院より方新（中国科学院副書記）団長はじめ10名の女性研究者が来日しました。

今回の訪日は、日中の女性科学者交流を一層推進するため、文部科学省の招へいによるものです。

12日は都内で日本の女性研究者との懇談会及び歓迎会が開催されました。懇談会では両国の女性研究者の現状や今後の日中女性科学者交流等について、活発な意見交換が行われました。歓迎会には、1992年、1998年、2010年に中国で開催された「日中女性科学者シンポジウム」関係者が集い、同シンポジウム顧問の山東昭子参議院議員はじめ10名の女性国会議員も出席し、和やかな雰囲気の日中交流となりました。

訪日団一行は13日、内閣府に岡島敦子男女共同参画局長を表敬訪問し、女性の社会参画における制度、特に女性研究者の支援制度及び研究環境整備等の取組について、意見交換を行いました。

14日からは、つくば研究学園都市、理化学研究所、島津製作所の各研究施設視察及び女性研究者との研究交流を行い、17日に帰国しました。

3 News 文部科学省

平成22年度学校教員統計調査（中間報告）

文部科学省では、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的として、3年ごとに学校教員統計調査を実施しています。

このたび、平成22年度調査の一部を取りまとめ、中間報告として公表しましたのでお知らせします。

なお、確定値の公表は、平成24年3月の予定です。

詳しい調査結果については、文部科学省ホームページをご覧ください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/kekka/k_detail/1308729.htm

4 Info 内閣府

【国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業】

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画推進連携会議及び以下の同会議構成団体等とともに、男女共同参画に関する理解を深めるために、セミナー等を開催します。

【1. 女性の経済活動セミナー「女性がつくる地域の元気」】

日時：11月23日（水・祝） 13：15～16：40（開場12：45）

場所：チサンホテル新大阪 会議室No.3

共催：日本生協連関西地連「男女共同参画委員会」

内容：基調講演、パネルディスカッション等

基調講演「人口減少時代における地域・経済の課題と、地域社会づくり・活性化へのヒント～女性の活力をどう生かしていくか～」

藻谷浩介氏（(株)日本政策投資銀行地域企画部地域振興グループ参事役）

定員：200名（先着順） 参加費：無料

参加申込：氏名、性別、年齢、所属、住所、緊急時の連絡先（電話番号）を書き、以下のFAX又はHPより申込。

FAX：03-5367-5486 HP：<http://gender.it-ex.info/>

託児申込：0歳～6歳のお子様5名まで（要事前申込）

内容の問い合わせ先：日本生協連 関西地連事務局 06-6308-1080

【2. 「理系女子学生と女性技術者が未来を創る」キャリア開発を見つめるコンファレンス】

日時：12月2日（金） 13：00～16：50（受付12：15）

場所：女性就業支援センター ホール

共催：NPO法人 J-Win, SWE (Society for Women Engineers)

内容：基調講演、ゲスト講演、パネルディスカッション

定員：200名（先着順） 入場無料

参加申込：J-Winホームページよりお申し込み下さい。

<http://www.j-win.jp/>

問い合わせ先：J-Win事務局 TEL：03-3667-3100

【3. キャリアアップセミナー】

日時：12月5日（月） 13：30～18：45（受付13：00）

場所：アイビーホール サフラン（1, 2部）ナルド（3部）

[News & Information]

共催：一般社団法人日本ヒーブ協議会
 内容：基調講演（1部）、パネルディスカッション（2部）、
 情報交換会（3部）
 参加費：1部、2部 無料 / 3部 3,000円（学生1,500円）
 問い合わせ・申込先：日本ヒーブ協議会
 TEL：03-3320-3155 / FAX：03-3320-3166
 mail：heib-jimukyoku@heib.gr.jp

[4. シンポジウム香川発！「女性と経済活動—ネットワークづくりが女性の経済活動を支援する—」]

日時：12月17日（土） 13：00～16：00（受付12：30）
 場所：かがわ国際会議場
 共催：NPO法人 日本BPW連合会・BPW香川クラブ
 定員：200名（先着順） 入場無料
 申込先：受付事務局（アイテックス） kagawa@it-ex.info
 内容の問い合わせ先：現地事務局 湯浅 090-3181-4519

[5. 少女に対する暴力をなくすためのセミナー]

日時：12月23日（祝・金） 13：00～15：45（受付12：30）
 場所：ガールスカウト会館 第一研究室
 共催：社団法人ガールスカウト日本連盟
 内容：講演、ワークショップ、ディスカッション 他
 問い合わせ・申込先：社団法人ガールスカウト日本連盟
 Tel：03-3460-0701 / Fax：03-3460-8383
 mail：info@girlscout.or.jp

5 Info 法務省

法テラス 犯罪被害者支援業務に関する活動

法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やそのご家族の方などが最も必要な支援を受けられるよう、「犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714）」及び全国各地に設置されている地方事務所を窓口として、被害後の状況やニーズに応じた様々な支援情報を提供しているほか、状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介や弁護士費用の援助などの業務を行っています。平成22年度には、「犯罪被害者支援ダイヤル」に10,482件、全国の地方事務所に14,089件のお問い合わせをいただきました。

また、11月25日から12月1日まで実施される「犯罪被害者週間」では、関係機関・団体と共同での街頭啓発活動を行うほか、同週間のメイン行事である「国民のつどい」中央大会にブースを設けて、法テラスの犯罪被害者支援業務を分かりやすく解説したパネルの展示などを行う予定です（下記写真は昨年の和歌山大会での様子）。同週間における各地での活動予定やその様子については、法テラスHP（<http://www.houterasu.or.jp/>）でお知らせいたします。



6 Info 法務省

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間



DV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとする「女性に対する暴力」、「セクシュアル・ハラスメント」、「ストーカー行為」など、女性に対する人権侵害は、社会的に大きな問題となっています。

全国の法務局・地方方法務局では、女性からの相談を専門に取り扱う専用相談電話「女性の人権ホットライン」（0570-070-810（ゼロナナゼロのホットライン））を設置して、女性に対する人権侵害に関する相談に応じているところ、下記の期間を強化週間として、平日の受付時間を拡大し、土・日も相談を受け付けます。相談は無料、秘密は厳守します。一人で悩まず、電話してください。

記

期 間 平成23年11月14日（月）～20日（日）
 受付時間 14日（月）～18日（金）
 午前8時30分から午後7時まで
 19日（土）、20日（日）
 午前10時から午後5時まで
 場 所 全国の法務局・地方方法務局（電話）
 電話番号 0570-070-810（全国共通）

7 Info 人事院

国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間（12月4日～10日）

人事院では、防止週間に向けて下記の行事を開催します。

- 国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム
 日時：11月29日（火）13：15～17：00
 場所：ドーンセンター（大阪市）
 テーマ：セクシュアル・ハラスメントのない職場を目指して
 問い合わせ先：人事院近畿事務局第一課 TEL：06-4796-2181
- 国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止講演会
 12月1日（札幌市） 12月2日（名古屋市）

8 Info 国立女性教育会館

「大学職員のための男女共同参画推進研修」を開催します。

大学において男女共同参画が推進されるよう、大学・研究機関に所属する教職員等を対象とした研修を実施します。日程は、12月8日（木）～9日（金）の1泊2日です。内容として、関係省庁の説明、韓国・米国の女性研究者支援策の講義、男女共同参画意識を学内に浸透させる方策、ワークライフバランス－職場マネジメントと管理職の役割－、中小規模企業のベストプラクティス事例等を取り上げます。詳細は、HP（<http://www.nwec.jp/>）をご覧ください。

[News & Information]

9 Info 国立女性教育会館

「女性情報アーキivist養成研修(入門)」を開催します

12月1日(木)～2日(金)の1泊2日で、「女性情報アーキivist養成研修(入門)」を実施します。この研修は、平成21年度・22年度に実施した「女性情報アーキivist入門講座」を引き継いで、新たにスタートするものです。

専門家を講師に招き、女性アーカイブの保存・提供に携わる実務者の方を対象に、資料の保存技術や整理について、基本的かつ具体的な方法をご紹介します。また、参加者同士で情報交換を行い、業務を進める上で役に立つネットワークをつくることも目的の一つとしています。

なお、今年度は『災害経験を通して災害に備える』をテーマとし、資料の保存・管理方法と災害との関わりに重点を置いたプログラム編成といたしました。アーカイブの危機管理、情報発信と著作権との関わりなどの講義に加え、当会館の女性教育情報センター及び女性アーカイブセンターの見学も予定しています。

アーカイブの保存や整理について新しい情報をお求めの方、これから業務にとりくむ方、関心をお持ちの方はぜひご参加ください。お待ちしております。

研修の詳しい内容及びお申し込み方法については、HP(<http://www.nwec.jp/jp/archive/>)をご覧ください。情報課(0493-62-6727、infodiv@nwec.jp)までお問い合わせください。

11 Info 厚生労働省

無料研修会「企業の持続性を支える人材戦略」～女性の力を活かすためのポジティブ・アクション研修～を開催します

厚生労働省では、企業において女性が意欲と能力を発揮し活躍できる職場環境をつくるため、ポジティブ・アクションに関する具体的な対応策や取り組み方に焦点を当てた研修を平成23年10月から平成24年2月にかけて全国で開催します。皆さまの積極的な参加をお待ちしています。

◆研修の内容:

- ポジティブ・アクション実践研修(レクチャー、先進企業事例紹介(DVD)、グループワーク等)
- 全体相談会、個別相談

◆対象者: 人事労務管理担当責任者 など

◆実施主体: みずほ情報総研株式会社

◆平成23年11月～12月は次の地域で開催します。

11月 横浜(8日)、松本(10日)、福井(14日)、京都(15日)、東京(18日)、札幌(22日)、さいたま(24日)、静岡(28日)、名古屋(29日)、大阪(30日)

12月 福岡(5日)、広島(6日)、鹿児島(9日)、船橋(12日)、東京(15日)、秋田(16日)、浜松(21日)、名古屋(22日)

◆セミナーの詳細、参加申込は以下をご覧ください。

<http://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2011/positiveaction.html>

10 Info 内閣府

男性にとっての男女共同参画シンポジウムの開催

男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するため、固定的性別役割分担意識の解消や男性の地域や家庭への参画等につながるテーマを、各回ごとに設定する予定です。詳細は男女共同参画局ホームページやメールマガジンでお知らせしますのでぜひご参加下さい。

★第1回 平成23年12月15日(木) 14時～

- ・場所: 神奈川県横浜市(横浜情報文化センター)
- ・主な内容: 基調対談「これからの組織経営に必要なこと～男女共同参画基本計画を受けて」(仮)

林文子横浜市長と佐々木常夫東レ経営研究所特別顧問

★第2回 平成24年2月5日(日)(福岡県福岡市) 時間・内容未定

★第3回 平成24年2月18日(土) 13時～15時

- ・場所: 滋賀県大津市(大津プリンスホテル) (※)
- ・主な内容(パネルディスカッション)「イクメンってどんな存在? 女子会トーク」《コーディネーター》渥美由喜氏((株)東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)、《パネリスト》稲村和美氏(尼崎市市長)／小室淑恵氏((株)ワーク・ライフバランス代表取締役)／浜田敬子氏(AERA副編集長)／広瀬香織氏(MOM企画代表・フリーマガジン「ピースマム」編集長)

(※) ファザリング全国フォーラム in 滋賀の後援イベント。

12 Info 総務省

第12回アジア・オンブズマン協会会議の開催

平成23年度、行政相談委員制度は創設から50周年を迎えました。総務省では、記念事業の一環として、「第12回アジア・オンブズマン協会会議」を招致、開催します。

総務省の行政相談は、世界的にオンブズマン制度の一種と理解されています。アジア地域におけるオンブズマンの国際的な交流の団体として、アジア・オンブズマン協会が活躍しており、2年に一度、メンバー国において会議を開催しています。

総務省は、オンブズマンの国際連携推進の観点から、アジア・オンブズマン協会に対する窓口となっており、平成23年12月5日～8日、東京都及び静岡県において、「変化する社会経済の環境に対応するオンブズマンの課題」をテーマに、同会議を開催し、当省の行政相談制度を含むオンブズマン等苦情救済制度の意義を広く内外に周知するなど、わが国の苦情救済制度の発展に資することを目指します。詳しくは、WEBサイトをご覧ください。

<http://www.aoa2011.go.jp>



※本会議は、5月31日～6月3日開催の予定でしたが、東日本大震災の発生により延期となっていたものです。

男女共同参画センターだより

News From Center

岡山市男女共同参画社会推進センター（さんかく岡山）

岡山市市民局男女共同参画課

平成12年4月オープンの岡山市男女共同参画社会推進センター（「さんかく岡山」）は、商店街の一角に位置し、中心市街地活性化を目的に建てられた14階建ての再開発ビルの2階にあります。平成14年には相談支援センターを併設し、平成16年12月からは、全国の市町村に先駆けて配偶者暴力相談支援センター業務を開始しました。

推進センターは、正職員2名（相談支援センター兼務）、嘱託職員6名（企画調整監1名、企画担当職員5名）、相談支援センターは、嘱託職員5名（相談員）のシフト制で業務を行っています。開館時間は、水曜日から月曜日が午前9時半から午後8時、日曜日・祝日は午前9時半から午後5時までです。

推進センターでは、性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造をめざし、男女共同参画に関する様々な施策を総合的に推進していく拠点施設として、講座の開催から

乳幼児の一時預かりまで各種事業を展開しています。今年度から新たに取り組んでいる事業としては、「ジェンダー統計」リーフレット作成プロジェクトがあります。これは、男女共同参画大学で「ジェンダー統計」に関する基礎知識を身につけた市民が中心となってグループを結成し、市のあらゆる分野における男性と女性の状況を示す統計データを盛り込んだリーフレットを作成しようとするものです。このリーフレットは、市民等への啓発資料として活用していくこととして



男女共同参画大学（専門コース）

います。

相談支援センターでは、年間3,000件を超える相談がありますが、そのうち1/3以上がDV相談で、相談員たちはDV被害者への対応や保護命令書の作成等に日々奔走しています。

これからも推進センターと相談支援センターの機能の充実を図り、市民が利用しやすい施設にするとともに、男女共同参画社会の実現に向けて積極的な取り組みを進めて参ります。

編集後記

都内のある病院に1か月ほど入院した際には、担当医の先生及び担当看護師さんには本当にお世話になりました。

ところで、ちょっとデータは古いのですが、2008年末に就業している日本の看護師数は、約87万7千人で、そのうち男性の占める割合は5.1%。OECD各国との比較では、人口1,000人当たりの看護師数は若干上回っているものの、医療や介護を多く必要とする高齢者の割合がOECD各国と比べて極めて高いことなどで、実態として「看護師不足」の声が上がっているそうです。

ちなみに私がいた病院のフロアでは、看護師長が男性で副看護師長2人が女性、そして看護師のほとんどが女性でした。

以上、入院雑記でした。

（編集デスク MT）

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」11月号

www.gender.go.jp

第40号●2011年11月10日発行
編集・発行●内閣府
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話●03-5253-2111（代）
印刷●日昇印刷株式会社

女性の約10人に1人が 「暴力」のことで悩み 苦しんでいます。

女性に対する暴力は人権侵害です!!

- ✓ 殴る、蹴る、突き飛ばす
- ✓ 生活費を渡さない
- ✓ 人前でバカにする・ののしる
- ✓ 交友関係や電話、メールを監視する
- ✓ 長時間、無視をする
- ✓ 嫌がっているのに性行為を強要する

悩みを誰かに話したい、
聞いてほしいと思ったら

ここに電話
DV 0570-0-55210
相談ナビ

●お近くの相談窓口をご案内します。

女性に対する暴力をなくす運動



平成23年 11月12日[土]～11月25日[金]

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。



内閣府
配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://gender.go.jp/e-vaw/index.html>



内閣府
配偶者暴力相談支援情報サイト(携帯電話用サイト)
http://gender.go.jp/e-vaw/ikeitai/Soudan/DV_center.html

ハープルリボンとは、
女性に対する暴力根絶運動の
シンボルマークです。



男女共同参画推進本部